

# 令和5年度 岩槻北陵高等学校 部活動に係る活動方針

令和5年4月3日

## ■ はじめに

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り策定された「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」と本校の現状を踏まえ、下記のとおり本校の部活動の活動方針を定める。

### ◆活動の基本方針

- 生徒主体の部活動を通し、生徒の自己有用感の育成を図る。
- 成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、顧問である教職員の負担軽減を踏まえ設定する。
- 特に、各部の部員数や競技種目の特性等の違いも考慮する。

### ◆指導体制の整備について

- 各顧問は全体活動等の年間活動計画並びに年間活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長及び教頭は適宜部活動の視察を実践し、必要に応じて顧問と面談する。
- 各部活動とも原則として複数顧問により指導体制を整える
- 外部指導者を積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

### ◆具体的な活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会において、定期的に情報交換を実施する。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 教職員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用（部費など）を徴収する場合は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を確実に行う。

### ◆適切な休養日等の設定について

- 学期中は、週2日以上程度（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）の休養日を設けるか、年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、平日及び週休日のそれぞれ少なくとも1日（週休日は半日×2日も可）以上の休養日を設けるようにする。
- 定期考査一週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。活動する場合は、勉強会の実施や活動時間を短縮する等の工夫をする。
- 1日の全体活動の時間は、平日2時間程度、週休日及び長期休業中は3時間程度とする。
- 大会・コンクール・練習試合・合同練習・会場練習等で終日又は上記基準程度を超える活動となる場合においても、生徒の健康・安全に十分配慮し、休養時間を適切に設定した上で、他の日の活動時間を減ずる、他の日を休養日とする、休養日を他の日に振り替える等の措置を講ずる。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する休養日を工夫する。
- 各種大会やコンクール等を精査し、負担軽減を図る。